

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	2	府省庁名	総務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	放送ネットワーク災害対策促進税制の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <ol style="list-style-type: none"> 対象者 ラジオ放送事業者 対象設備 災害対策のために取得した予備送信設備等（送信機、電源設備、アンテナ等） （自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合に限る） 特例措置 固定資産税：課税標準3/4（取得後3年間） 適用期間 2年間（平成30年4月1日から令和2年3月31日） <p>・特例措置の内容 適用期限を令和4年3月31日までの2年延長する。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第15条第36項、地方税法施行規則附則第6条第69項 放送法108条、放送法施行規則第86条の2第1項、第101条の2第1項</p>		
減収見込額	[初年度]	— (▲1.1)	[平年度] — (▲2.5)
	[改正増減収額]		(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 放送は、地域住民が安心・安全で豊かな生活を送る上で必要不可欠な存在であり、平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震においても、特にラジオは、被害情報、避難情報の提供等地域住民の生命・財産の安全確保に極めて重要な役割を果たした。 首都直下型地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、こうした放送ネットワークの災害対策の強化は、災害時における情報提供を確実なものとし、地域住民の生命・財産の安全を確保する公共性・公益性の観点から、その取組を加速させる必要がある。 また、こうした放送ネットワークの災害対策の強化により、災害時のみならず平時においても、自治体による市政情報や観光情報の発信等、行政、医療、教育、産業、観光等の様々な分野で放送による地域密着型のきめ細かな情報発信の活発化がもたらされ、地域住民の生活の利便性の向上、地域経済の活性化に貢献することが期待される。 防災・減災に向けた取組についての閣議決定等については後述【参考】のとおり。</p> <p>(2) 施策の必要性 災害時における情報提供を確実なものとし、地域住民の生命・財産の安全を確保する公共性・公益性の観点から、その取組を加速させる必要がある。 また、放送ネットワークの災害対策の強化は、災害時のみならず平時においても自治体による市政情報や観光情報の発信など、行政、医療、教育、産業、観光等の様々な分野で放送による地域密着型のきめ細かな情報発信の活発化をもたらし、地域住民の生活の利便性の向上や地域経済の活性化にも貢献することが期待されるものである。地域住民の生命・財産の安全確保に必要な情報提供を維持・強化するためには、短期間で集中的に災害対策が実施される必要があり、そのため、本施策により、放送事業者等による設備投資へのインセンティブを付与することが必要である。</p> <p>(3) 延長の必要性 平成26年度税制改正により、民間ラジオ放送事業者における災害対策としての予備送信設備等の整備</p>		

を促進することにより、災害時における放送による地域住民への情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上を図ることを目的として、「放送ネットワーク災害対策促進税制」が創設され、平成 28 年度税制改正により 2 年度延長、平成 30 年度税制改正により、さらに 2 年度延長を行った。

租税特別措置の前提となる基幹放送設備等整備計画等（以下「設備整備計画」という。）の総務大臣の確認実績は、平成 30 年度中に 3 件（放送事業者の手続ミスにより申請できなかったものがこの他に少なくとも 1 件）あり、当該租税特別措置に係る適用期間は平成 31 年度までであるが、令和 2 年度以降においても当該確認の対象となる設備の整備が予定されている。具体的には、令和 2 年度から令和 3 年度までに 9 事業者 14 局（※件数は精査中）の整備が見込まれる（平成 31 年 3 月に、総合通信局等を通じ各民間ラジオ放送事業者に対して実施した調査結果に基づく。）また、平成 30 年 7 月豪雨や北海道胆振東部地震においても、情報収集手段としてラジオ中継局の整備に対するニーズが高まっている。

こうした状況を踏まえ、当該租税特別措置の適用期間を延長することで、放送事業者のニーズに応えることができ、併せて、設備災害時における放送による地域住民への情報提供を可能なものとし、引き続き地域の耐災害性の向上を図るとともに、放送を通じた地域経済の活性化も図ることが可能となる。

【参考】放送ネットワークの強靱化に関する政府計画等

(1) 国土強靱化基本計画（平成 30 年 12 月 4 日閣議決定）（抜粋）

第 3 章 国土強靱化の推進方針

2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針

(6) 情報通信

災害関連情報について、準天頂衛星、地理空間情報（G 空間情報）、陸海統合地震津波火山観測網（MOWLAS）などの先進技術や SNS 等の活用や、平時及び災害時の各事業者との連携体制の構築により、官・民からの多様な収集手段を確保するとともに全ての国民が正確な情報を確実に入手できるよう、防災行政無線のデジタル化の推進、Lアラート情報の迅速かつ確実な伝達及び高度化の推進、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化等、公衆無線 LAN（Wi-Fi）等により旅行者、高齢者・障害者、外国人等にも配慮した多様な提供手段を確保する。また、地上基幹放送ネットワークの整備、ラジオの難聴対策の推進及びケーブルテレビネットワーク光化等の災害対策を推進する。

(別紙 2) プログラムごとの脆弱性評価結果

4-2) ラジオ・テレビ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

○ 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に放送の中断がないよう、送信所の移転、FM 補完局や予備送信所、中継局の整備等を推進する必要がある。

○ 放送局等の被害を生じさせない洪水対策等を進める必要がある。

(2) 国土強靱化年次計画 2019（令和元年 6 月 11 日国土強靱化推進本部決定）（抜粋）

第 2 章 各プログラムの推進方針、主要施策、重要業績指標等

1 概要

表 2 主要施策（主な例）

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

災害対策、難聴地域解消のためのラジオ中継局の整備の推進
放送局等の耐災害性を強化するための予備送信設備等の整備

2 45 の各プログラムの推進方針及びプログラム推進のための主要施策

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-2) ラジオ・テレビ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(推進方針)

○ 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に放送の中断がないよう、送信所の移転、FM 補完局や予備送信所、中継局の整備等を推進する。

(3) 経済財政運営と改革の基本方針 2019～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～

(令和元年 6 月 21 日閣議決定)（抜粋）

第 2 章 Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり

5. 重要課題への取組

(7) 暮らしの安全・安心

	<p>① 防災・減災と国土強靱化</p> <p>国民の生命と財産を守るため、近年の災害の発生状況や気候変動の影響を踏まえ、体制整備に努めつつ、ハード・ソフト両面において防災・減災対策、国土強靱化の取組を進める。(略)</p> <p>強くてしなやかな国をつくるため、既に顕在化している気候変動による豪雨の頻発・激甚化に対する事前防災としての堤防整備・ダム再生などの水害対策・土砂災害対策、災害時の避難道路や高速道路の4車線化を含めた道路などのネットワークの代替性確保、鉄道河川橋梁の流失防止対策、岸壁や堤防の耐震化などの地震対策、津波対策、高潮対策、雪害対策などの災害対策・国土強靱化の取組を推進する。(略)</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>
<p>ページ</p>	<p>2—1</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【総務省政策評価基本計画（平成29年総務省訓令第110号）】 オ. 情報通信（ICT政策） 3. 放送分野における利用環境の整備
	政策の達成目標	災害時における被害情報や避難情報等の提供を確実なものとするため、放送ネットワークの災害対策強化を促進することとし、予備送信所の整備及び全国のラジオの中継局等に係る災害対策を令和3年度までに集中的に行っていくことで、ラジオ放送局の災害対策を進める。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで（2年度延長）
	同上の期間中の達成目標	災害時における被害情報や避難情報等の提供を確実なものとするため、放送ネットワークの災害対策強化を促進することとし、予備送信所の整備及び全国のラジオの中継局等に係る災害対策を令和3年度までに集中的に行っていくことで、ラジオ放送局の災害対策を進める。
	政策目標の達成状況	自然災害の被害を受けやすい場所（ハザードマップ等）に立地する全てのラジオ親局のFM補完局等の整備率 平成30年度：100%
有効性	要望の措置の適用見込み	14件（平成31年3月に、総合通信局等を通じ各民間ラジオ放送事業者に対して実施した調査結果に基づく。）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置の延長により、今後大規模災害等が見込まれる中で、ラジオ放送事業者において災害対策のため、送信所設備、予備送信設備等への追加投資が促進され、これら設備の整備によって、災害時における地域住民国民への情報提供手段の強化が期待され、また、地域の耐災害性のさらなる向上が期待できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○放送ネットワーク整備支援事業 被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、 ①放送局の予備送信所設備等、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備費用 ②ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備費用 の一部を補助 （1）令和元年度当初予算額：3.7億円の内数（0.28億円を計上） （2）事業主体、補助率：地方公共団体 補助率1/2 第3セクター、地上基幹放送事業者等 補助率1/3
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	災害時における地域住民の生命・財産の安全確保に必要な情報が適切に提供されるよう、災害リスクを考慮した放送設備の災害対策の強化等を、制度、予算及び税制の対応を併せて、総合的に推進するもの。 特に、災害対策は、いつ起こるかかわからない大規模災害への備えとして推進するものであり、可能な限り早期における対応が求められるところ、本特例措置は、固定資産税の負担を軽減することにより設備投資負担を軽減するものであり、事業者における多額の設備投資を前倒しして実施させる効果が期待されるところである。
	要望の措置の妥当性	首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、災害時における地域住民の生命・財産の安全確保に必要な情報の提供を確実なものとすることは、公共性・公益性の観点から取り組むべき課題である。 ラジオ放送事業者における災害対策の早期対応を促進するためには、早期の設備投資を促進するためのインセンティブを付与するとともに、減税分による更なる追加投資の意欲を喚起する税制上の特例措置が政策上有効であり、その恩恵は災害時における地域住民の生命・財産の安全の確保につながるものであり、妥当性がある。 また、本特例措置により災害対策が早期に実現され、災害等においても地域住民の生命・財産等の安全のより確実な確保に資することが見込まれるため、必要最小限の措置として、税収減を是認できるものと考えられる。
	ページ	2—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 26 年度 7 件 (本制度の前提となる、放送法施行規則第 86 条の 2 第 1 項又は第 101 条の 2 第 1 項の規定に基づき総務大臣の確認を受けた基幹放送設備等整備計画又は基幹放送局設備整備計画の件数)</p> <p>平成 27 年度 7 件</p> <p>平成 28 年度 5 件</p> <p>平成 29 年度 5 件</p> <p>平成 30 年度 3 件 (放送事業者の手續ミスにより申請できなかったものがこの他に少なくとも 1 件あり。)</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、災害対策としての送信所整備、予備送信設備等の整備は、災害時における放送による地域住民への情報提供を確実なものとし、地域住民の生命・財産の安全を確保する観点から喫緊の課題である。北海道胆振東部地震の際、停電発生時の情報入手手段としてラジオが有用だったという経験を踏まえ、ラジオ送信所の強靱化が最重要であるが、平成 30 年度末現在で自然災害の被害を受けやすい場所 (ハザードマップ等) に立地する全てのラジオ親局の FM 補完局等の整備率は 100% となったものの、それだけでは災害対策としては不十分であり、全国のラジオの予備送信所の整備、中継局等に係る災害対策を進めることが引き続き必要。</p> <p>これら対策のために必要な設備の取得に係る税制の特例措置の適用により、ラジオ放送事業者の投資を喚起し、災害対策等の早期実施を促すことを通じて、上記整備率の目標達成などに向け取り組むことができ、もって、災害発生時に放送が途絶するリスクを限りなくゼロに近づけるとともに、災害発生後も引き続き国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上に資するもの。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>災害時における被害情報や避難情報等の提供を確実なものとするため、放送ネットワークの災害対策強化を促進することとし、自然災害の被害を受けやすい場所 (ハザードマップ等) に立地する全てのラジオ親局の移転・FM 補完局等の整備率を平成 30 年度までに 100% とする。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>自然災害の被害を受けやすい場所に立地する全てのラジオ親局の移転・FM 補完局等の整備率については、平成 30 年度末までに 100% が達成されたところであるが、災害時における被害情報や避難情報等の提供をより確実なものとするためには、親局の対策だけでは不十分であり、全国のラジオの予備送信所の整備、中継局等に係る災害対策を進めることが引き続き必要である。</p> <p>他方、AM ラジオ放送の将来像について、平成 30 年 11 月から「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」を開催し、AM ラジオ放送のあり方について、一般社団法人日本民間放送連盟等からヒアリングを行い、検討を進め、令和元年 8 月 30 日に、「AM ラジオ放送のあり方に関する取りまとめ」が公表されたところである。</p> <p>この中で、民間 AM ラジオ放送事業者が、AM ラジオ放送から FM ラジオ放送に転換する場合の課題整理、スケジュール等が定められ、将来の「実証実験」としての停波、ひいては FM 転換に向けて、今後 FM 補完局の整備が民間 AM ラジオ放送事業者にとっての大きな課題となるため、本税制による支援が不可欠である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 26 年度 制度創設</p> <p>平成 28 年度 制度延長 (2 年度)</p> <p>平成 30 年度 制度延長 (2 年度)</p>